

下橋フィールド利用規約

平成 29 年 5 月（第 1 版）

岐阜大学 SIP 実装プロジェクト

1 はじめに

- ・ 本規約は、岐阜大学工学附属インフラマネジメントセンターの岐阜大学 SIP 実装プロジェクトが提供する、橋梁点検の新技術試験フィールド（以下、下橋フィールドという。）について、その利用条件を定めるものです。
- ・ 下橋フィールドは、美濃市の好意により、橋梁点検に関わる SIP 技術や各種新技術の研究開発を支援するため、同市が管理する橋梁（人道橋）を試験フィールドとして研究開発者の皆さんに提供していただくものです。
- ・ 下橋フィールドを利用される方はこの趣旨を理解のうえ、適切な利用に努めて下さい。

2 下橋フィールド利用の窓口

- ・ 下橋フィールドの利用における研究開発者の利便性向上をはかるため、岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターは、美濃市と「橋梁点検新技術の試験フィールド使用協定」を締結しています。
- ・ このため、利用手続は、岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターの岐阜大学 SIP 実装プロジェクト事務局（以下、事務局という）を通じて行います。
- ・ 利用に関する問い合わせについても、事務局が受付けます（美濃市への個別問い合わせは行わないで下さい）。

事務局

〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1

岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター

岐阜大学 SIP 実装プロジェクト 担当：羽田野英明

TEL：(058)293-2436 E-mail：gjen00088@jim.gifu-u.ac.jp

3 下橋フィールド利用に関する費用および責任

- ・ 美濃市および岐阜大学 SIP 実装プロジェクトは、橋梁点検技術の試験のためのフィールドを提供するのみであり、フィールド利用に関する費用、および利用により生じたいかなる事故、損害に対しても責任を負いません。
- ・ フィールドの提供については、美濃市および岐阜大学 SIP 実装プロジェクトの都合により、予告なしに中止する場合があります。

4 フィールド概要

表 1 橋梁諸元



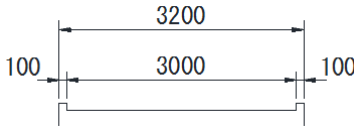
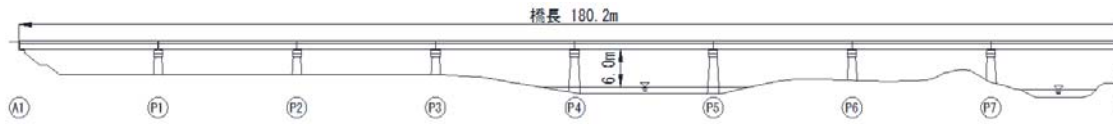
名 称	下橋 (しもばし)	管理者	岐阜県美濃市
路線名	市道上野・御手洗線	所在地	美濃市上野字河原 819-2
橋 長	180.2m	全幅員	3.2m (車道部 3.0m)
径間数	8	架橋状況	河川 (一級河川 板取川)
上部工形式	RC 単純 T 桁橋	下部工形式	重力式橋台、T 型橋脚
竣工年月	1963 年 12 月	適用示方書	1956 年 (昭和 31 年)
設計活荷重	14t	利用形態	人道橋
位置情報	35 度 34 分 55.34 秒, 136 度 52 分 21.63 秒 (35.582039,136.872675) (次頁の位置図参照)		
			
			
			



図 1 フィールド位置図

5 利用の手順

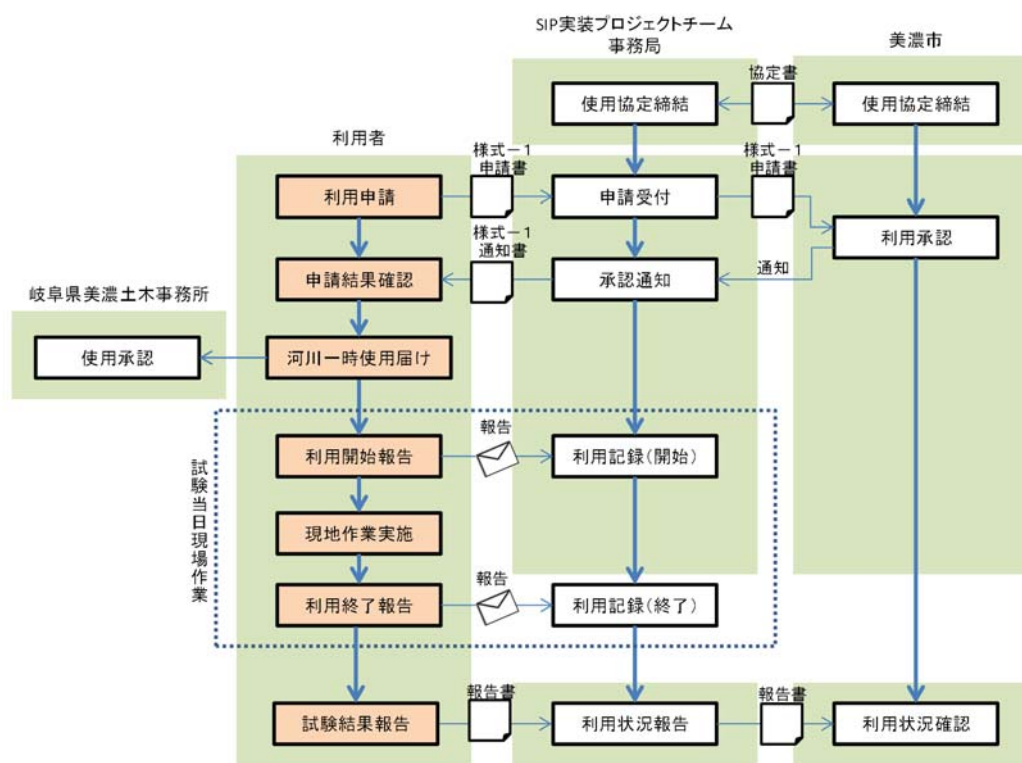


図 2 下橋フィールド利用手順

- (1) 使用協定締結
事務局は、毎年度当初に美濃市との間に下橋フィールドの使用に関する協定を締結します。
- (2) 利用申請
利用希望者は、記入・捺印した「下橋フィールド利用申請書（様式-1）」（以下、利用申請書と略称）をスキャニングした PDF をメールに添付し、事務局に送付します。
- (3) 申請受付
事務局は、利用申請書の内容を確認し、美濃市に「利用申請書」を転送します。
- (4) 利用承認
美濃市は、利用申請書の内容を確認し、承認の可否を事務局に通知します。
- (5) 承認通知
事務局は、美濃市よりの通知を受け、利用申請書に承認の可否を追記した「利用承認通知書」を、利用希望者にメールで送付します。
- (6) 申請結果確認および関連諸手続き
利用希望者は、事務局より送付された「利用承認通知書」により、利用の可否を確認します。利用可能となった場合、河原や河川内で作業を行なう場合は、「河川一

時使用届」を岐阜県美濃土木事務所宛に提出（郵送提出も可）します。

提出先： 美濃土木事務所 施設管理課 主査 奥田涼也様

〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎

TEL 0575-33-4011（代） 内線 307

なお、フィールド試験では、橋梁上の全面通行止めは行なうことができません。橋梁上の一部を規制して試験を行う場合には、利用申請書と同時に規制図も添付して提出します。また、その他の関係法令に抵触する場合は、利用希望者のほうで申請手続きを実施します。

(7) 利用開始・終了報告

下橋フィールド利用の当日には、利用者は作業の開始時および終了時に、作業開始と終了の報告を事務局にメールで行います。（報告様式は自由です。）

(8) 利用記録

事務局は、利用者からの作業開始・終了報告を受け、「利用申請書（様式-1）」の利用記録欄に利用日、開始・終了時刻を記入します。

(9) 利用状況報告

利用者は試験完了後 3 ヶ月以内に、試験結果に関する報告書を事務局に電子データ(pdf形式)で提出します。

事務局は、協定締結期間の終了時に、下橋フィールドの利用状況を取りまとめ、美濃市に報告し、試験にて判明した維持管理上の知見について助言を行いません。

6 利用対象者

- ・ 利用者は原則として、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）における研究開発者を対象としています。
- ・ これ以外にも、橋梁点検に関する新技術の研究開発支援と社会実装促進に寄与すると考えられる研究については利用可能ですので、事務局に問い合わせて下さい。

7 ドローンを利用する場合の手続き

(1) 飛行許可の取得について

- ・ 下橋フィールドの利用においては、飛行許可の取得は不要です。

表 2 許可が必要な飛行制限空域

制限項目	現地状況	該当の有無
(A) 空港等の周辺の空域	・ 空港等の周辺の空域でない。	・ 該当しない
(B) 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域	・ 飛行高度は 150m 以下とする。	・ 該当しない
(C) 平成 22 年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空	・ 人口集中地区 (DID 地区) でない。	・ 該当しない



図 3 飛行禁止空域

(2) 承認が必要となる飛行制限について

橋梁上は歩行者の利用が想定されるため、橋梁路面の高さ以下で飛行させて下さい。橋梁に近接しますが、「第三者の建物から 30m 以内の飛行」については、橋梁管理者(所有者)の美濃市との協定に基づき利用するため、下橋は「第三者の建物」に該当しません。

表 3 承認が必要な飛行制限

制限項目	作業条件	該当の有無
(1) 夜間飛行	・ 日中のみの飛行とする。	・ 該当しない
(2) 目視外飛行	・ 飛行範囲は、操縦者の目視可能な範囲とする。	・ 該当しない
(3) 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)から 30m 以内の飛行	・ 飛行高度は橋梁路面の高さ以下とし、路面上空は飛行しない。	・ 人から 30m 以内に該当しない
	・ 点検のため物件(橋梁)に近接する。	・ 第三者の建物には該当しない。
(4) イベント上空飛行	・ 不特定多数が参加するイベントではない。	・ 該当しない
(5) 危険物輸送	・ フィールド試験では、危険物の輸送は行わない。	・ 該当しない
(6) 物件投下	・ フィールド試験では、物件の投下は行わない。	・ 該当しない

8 利用にあたっての注意

- ・ イベントの開催や遊漁者の利用など、現地の状況によっては利用できない場合があります。特に鮎釣りシーズンには、釣り人や漁業関係者も多いため、トラブルとならないような対応を行なってください。
- ・ 現場着手の 1 週間前までに、兩岸の自治会（左岸側：上野自治会、右岸側：御手洗自

治会)への作業通知を行なってください。作業通知は、両岸の自治会長宛に電話連絡等で実施してください。

- ・ 作業場所や駐車場所の配置については、地域住民や道路利用者、河川利用者等の支障とならないよう注意して下さい。
- ・ 橋梁および周辺施設に対して、損傷やマーキング等による汚れを与えないよう注意して下さい。
- ・ 作業時は火事の防止に留意するとともに、ゴミの後始末等の環境美化に努めて下さい。
- ・ 橋梁上で作業を行う場合は、歩行者の通行の支障とならないように配慮するとともに、誘導員を配置して下さい。
- ・ 作業現場には常に「利用承認通知書」を携行して下さい。
- ・ 作業時には安全管理に留意するとともに、事故等が発生した場合は、次項の緊急連絡体制に基づいて、速やかに緊急措置を講じて下さい。

8 緊急連絡体制

- 事故等が発生した場合は、次図の体制に基づき速やかに緊急連絡をお願いします。

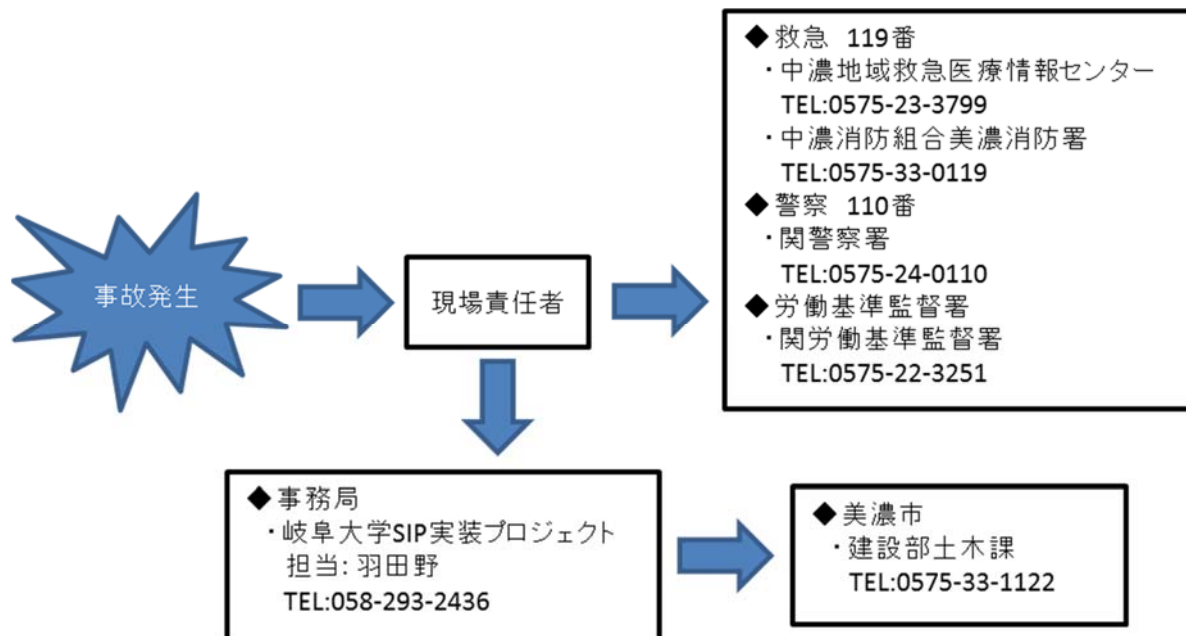


図 4 緊急連絡体制